

国立公園のしくみ

国立公園の中には、ほとんど人の手の加わっていないところもあれば、集落や観光地として開発されているところ、農林業などの産業に使われているところもあります。そこで、その土地の自然の状態や使い方によって、公園内をこまかく分け、どのように保護していくか定めています。また、みなさんにどのように自然に親んでもらうかを考えた上で道路や山小屋などの施設をどこにつくるか定めています。

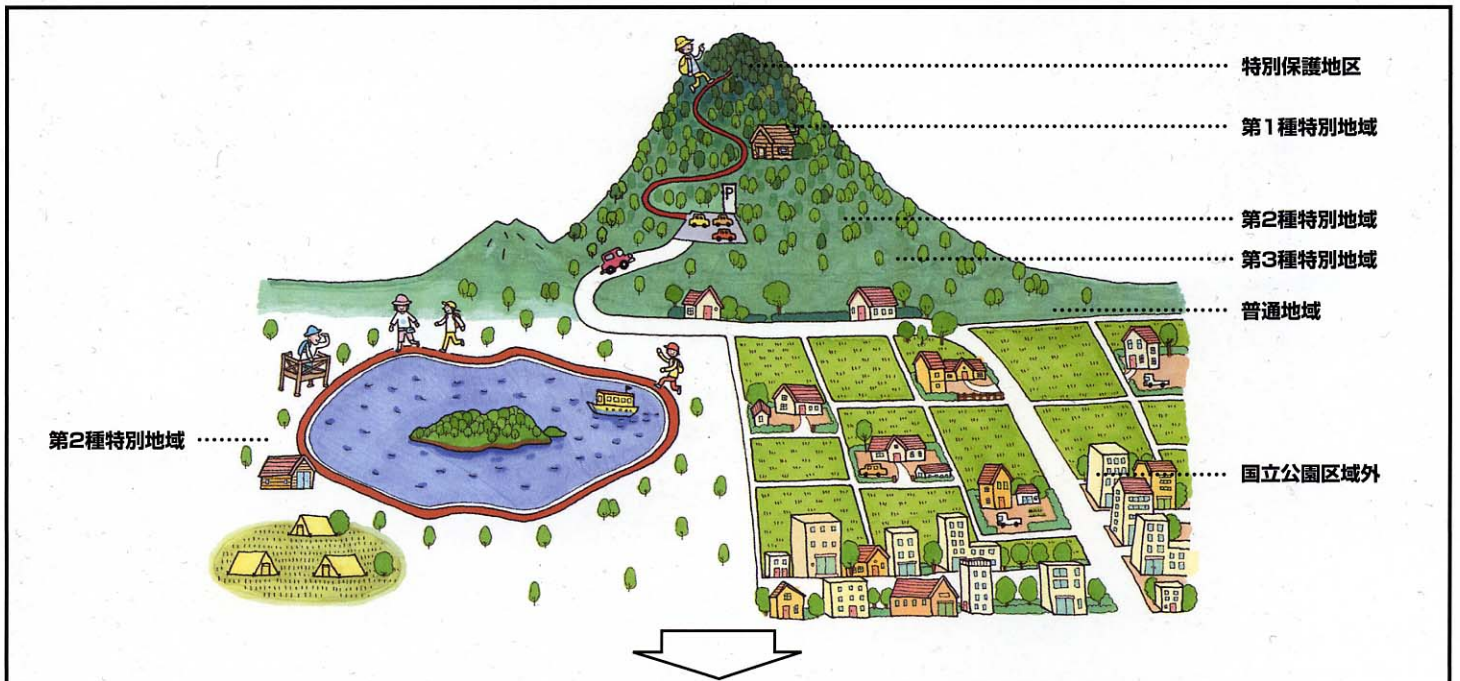
このようにして定められた計画を、公園計画といいます。



しこつこうや 支笏洞爺国立公園

公園計画

国立公園ごとに定めた公園計画に従って、自然の保護と利用を進めています。



保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- Ⓜ 園地
- 🏠 山小屋・ホテル
- Ⓜ キャンプ場
- P 駐車場
- 📡 ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船

公園計画概念図

●公園計画の考え方

土地の自然の状態や使い方によって、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域、普通地域に分けます。規制は特別保護地区が最も厳しく、普通地域になるに従って緩やかになっています。

また、それぞれの公園の自然保護と利用のバランスを考えて、計画的に施設の整備を行なうために公園ごとに山小屋や登山道やビジターセンターの配置を考えます。

国立公園の地種区分 (総面積2,065,156ha)

特別保護地区	273,988ha
第1種特別地域	242,066ha
第2種特別地域	475,280ha
第3種特別地域	480,654ha
普通地域	593,168ha